

## 構造改革特別区域計画

### 1 構造改革特別区域計画の作成主体の名称

町田市

### 2 構造改革特別区域の名称

福祉のまちづくり推進特区

### 3 構造改革特別区域の範囲

町田市の全域

### 4 構造改革特別区域の特性

町田市は、これまで障がい者や高齢者を特別な存在として捉えるのではなく、市民のひとりとして自然に触れ合うべきだと考えて種々の事業を展開してきました。それは1970年代の「車いすで歩けるまちづくり」のコンセプトで代表されるように全国的にも先進的かつユニークなものから、障がい者の通所施設づくりを推進した1980年代、高齢社会に対応するため市民参加で計画を策定した1990年代と、地域福祉を担ってきた経緯があります。このような試みにおいて、障がい者や高齢者も、機会と舞台さえ準備されれば市民の一員としての役割を積極的に果たし得ることを示し続けてきました。

21世紀を前に、社会経済情勢の変化にともない、障がい者や高齢者の生活様式やニーズの多様化、障がいの重度化、重複化、高齢障がい者の増加などに対する新たな取り組みが必要と考え、1998年に「町田市障害者計画」を策定し、保健・医療、教育、雇用・就労、昼間の活動拠点、相談機能・センター機能、福祉サービス、福祉のまちづくり、権利擁護、理解と交流、推進基盤と広汎な分野において、総合的に施策を推進することを公表しました。これは、「高齢社会総合計画」、「子育て・子育て支援計画」、「保健医療計画」の3計画と共に町田市の健康福祉施策の中核となるものです。

#### 「町田市障害者計画」の基本方針

市民が主体となった活動の活性化に向け、福祉のまちづくりを総合的に推進します。障がい者が自立し安心して生活できるように支援し、就業と社会参加の促進に努めます。

地域での生活を支えるため、地域福祉の拠点となる施設の整備を進めます。精神障がい者施策の充実を図り、難病患者への支援について検討します。

市民のニーズに合った施策の推進に向け、国や東京都との連携を強めていきます。

社会、経済の変動や障がい者のニーズの変化を踏まえて見直しを行います。

町田市における障がい児・者の現況を手帳の交付状況でみると、平成15年1月1日現在、身体障害者手帳の所持者は8,897人で総人口385,689人に占める割合は2.3%になっています。また、5年前と比較すると1,121人、14.4%の増で、人口の高齢化が進むなか、高齢者の手帳取得が増えています。

一方、療育手帳（愛の手帳）所持者は、1,834人で総人口比は0.5%、5年前との比較で363人、24.7%の増で、手帳所持者の転入等、社会増の傾向が見られます。

<町田市における障がい者福祉施設の第三者による外部調理員委託の状況>

当該地区内における障がい者施設は、心身障害者授産施設が24ヶ所、知的障害者更正施設が2ヶ所、知的障害者通所授産施設が4ヶ所、精神障害者共同作業所が8ヶ所、地域デイグループが6ヶ所、社会事業通所授産施設が1ヶ所、市立通所施設が3ヶ所、障害児通所施設が1ヶ所、その他が17ヶ所設置されているが、調理業務を直営又は外部委託として食事提供している施設は9施設に止まっており、他の未整備の施設にまで拡大していく必要があります。

## 5 構造改革特別区域の意義

平成5年12月、町田市が行う福祉サービスの基本として、「町田市福祉のまちづくり総合推進条例」を制定し「すべての人々が、ひとりの人間として尊重され、社会参加の機会を平等に持つことにより自己実現を果たせる社会を実現することは、私たちの願いであり、責務でもある。」ことを施策の基本のひとつと位置づけ、基本理念の具体化に取り組むことを宣言しました。

障がい者に対する施策の基本となる「障害者基本計画」に基づき、障がい者が住み慣れた地域で、自立した生活が送れるよう、障害の種類や程度、それぞれのライフステージに応じた、きめ細かな施策を展開するとの方針から、本特区を設定するものであります。

肢体不自由児施設及び知的障害児通園施設について、自施設内の調理室において施設職員による食事提供を行うという制度上の規制を改革することにより、調理専門事業者の活動の場を広げることが可能となり、専門事業者に委託することで安全で良質な食事を安価に提供するとともに、施設運営経費の点でも節減が図ることができます。また、専

門業者に蓄積されたノウハウを活用することにより、効率的な給食サービスが提供でき、利用者の満足度を高めることができます。

## 6 構造改革特別区域の目標

本市は、「町田市福祉のまちづくり総合推進条例」の精神である障がいのある誰もがその必要としている支援について適切な対応が受けられるよう、障がいの種類はもちろん、年齢、状況、障がいを受けた時期などに配慮した総合的な施策の指針として「町田市障害者計画」(平成10年)を策定し、行政、市民、事業者が一体となって、総合的な福祉のまちづくりをスタートさせております。

当該区域において、肢体不自由児施設及び知的障害児通園施設の調理業務を第三者に委託化することにより、安全で豊かな充実した給食の提供を可能とするとともに、調理専門事業者の豊富な経営ノウハウを活用することによる経費の削減を図ります。これにより削減経費を「町田市障害者計画」の具体化に振り向けることが可能となり、障害の早期発見や早期療育等保健医療の充実、バリアフリー化の推進、グループホームの整備等を行っていきます。

本特区が認定されれば、行政・市民・事業者が一体となって進める福祉のまちづくりの推進に大いに寄与するものであり、このような取り組みを全国的に発信することにより、新たな福祉サービスのあり方を、全国的な展開へと波及することが期待できます。

## 7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

味つけ、メニュー、摂取カロリー、食のスタイルや楽しみ方など、食のニーズはますます多種多様になっています。常食・とろみ食・きざみ食と利用者一人ひとりのその日のコンディションに合わせた最も適した対応、アレルギーなど利用者個々の体質に応じたきめ細かい心配り、栄養バランスや塩分の摂取量の調整など調理面での工夫など、幅広いニーズにきめ細かく対応すべく調理専門事業者は、調理師・管理栄養士・給食サービス管理士など、各種資格取得を目標とした人材育成や衛生管理、調理技術・食材・衛生などのデータ収集・分析とノウハウの開発など「食」を提供する上での基本的なノウハウを蓄積することにしのぎを削っています。

こうした調理専門事業者の特性を活かすことにより、次のような効果が期待できます。

調理専門事業者ならではの不断の研究・改善により、安全で良質な食事が提供されるとともに、計画的・専門的な教育によりサービス向上が図れる。

調理専門事業者の大量一括購入により、良品質・低コストの食材調達が可能となる。

施設運営者にとって、雇用や賃金、人事異動等の煩わしい労務管理から開放される

とともに、欠員の補充などの応援体制がスムーズに行われ、施設運営の負担が軽減できる。

(参考見積) すみれ教室の場合の経費比較

直営の調理業務経費	年額 16,529千円
調理業務委託料	年額 7,232千円

また、このように削減された経費を「町田市障害者計画」の具体化に振り向けることにより、障がいの早期発見や早期療育等保健医療の充実、バリアフリー化の推進、グループホームの整備等が図られます。

## 8 特定事業の名称

### 909 肢体不自由児施設等における調理業務の外部委託事業

## 9 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業に関する事業その他の構造改革特別区域計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項

平成15年度から「支援費制度」がスタートし、利用者自身が自己責任のもとにサービスと事業者・施設を選び、対等な関係に基づいてサービスを利用できることになりました。

一方、地方分権の進展にともなう各種事業の移管、権限委譲の動向、国・東京都の政策動向の変化にともなう補助制度や事業動向の変化に配慮しつつ、電子自治体への取り組みや新たなエコ対策、福祉のまちづくり等、刻々と変化する社会状況に対してよりきめ細かい対応が必要となっています。

このため、ノーマライゼーションとバリアフリーの理念の実現のために、市民の福祉社会への理解のもとで、本特例措置により福祉サービスの質の向上に寄与するとともに、次に掲げる事業を合わせて実施することによって「町田市福祉のまちづくり総合推進条例」の基本理念を実現し、それぞれの計画に基づき、地域福祉の総合的な推進を図ります。

### 地域福祉の拠点となる施設の整備事業

障がい者が、住み慣れた地域で安心して暮らせるようグループホームの整備を推進します。これまで精神障がい者・知的障がい者のグループホームについて、15施設を整備してきております。今後、町田市の各地域に適正な配置や市民ニーズを把握をしつつ、さらに推進していきます。

### 都市施設整備基準による都市施設の整備事業

ノーマライゼーションとバリアフリーの理念の実現のため、「福祉のまちづくり総合推進条例」に基づく都市施設整備基準の施行により、市内にある10駅の全てについてエレベーター等の整備を行ってきました。今後さらにエスカレーター・トイレ等の整備を推進するとともに、駅周辺のバリアフリー化や高齢者・障がい者・子育て世代等を含む市民及び市への来訪者に必要なバリアフリー情報提供システムの整備を行います。

- ・ 鉄道駅改札内エレベーター設置
- ・ バリアフリー情報提供システムの構築

別紙 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業の内容、実施主体及び開始の日並びに特定事業ごとの規制の特例措置の内容

別紙

1 特定事業の名称

番号 909

特定事業の名称 肢体不自由児施設等における調理業務の外部委託事業

2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

特区内の肢体不自由児施設及び知的障害児通園施設

3 当該規制の特例措置の適用の開始の日

構造改革特別区域計画の認定の日

4 特定事業の内容

当該地区内の障がい者福祉施設において給食を実施している施設数は、9施設に止まっているが、次のような規制改革を実施することにより、今後、安全で豊かな給食を提供する施設の拡大を図り、福祉のまちづくりを推進する。

これまで知的障害児通園施設において食事提供を行う場合には、調理員を直接雇用し、施設内で調理することが規定されているが、保育所や成人の施設と同様に調理員を直接雇用することなく、調理業務を外部の調理専門事業者に委託し、外部の調理員が施設内の調理室で調理を実施することを可能とする。

5 当該規制の特例措置の内容

知的障害児通園施設においては、外部委託及び施設外調理のいずれの方法も認められておりません。

当該事業を進めるに当たっては、委託仕様書に次のような条件を考慮しつつ、平成16年4月の実施を目途に事業を展開していく。

障がい児の特性に応じた食事の提供が行われるよう、障がい児の障害状況に応じた食材の選定や献立の作成、食事の加工、食材の障がい児への説明等、きめ細かな配慮を行うこと。

施設内の調理室において調理を行うこと。

管理栄養士を配置し、利用者の栄養基準及び献立の作成基準を委託事業者に明示す

るとともに、当該基準どおりに調理されているか、検食するとともに必要な指示を行うこと。

障がい児との食事を行う等、児童と触れ合う業務も担当するものとする。

その他「肢体不自由児施設等における調理業務の外部委託事業について」及び「保育所における調理業務の委託について」の通知に準じた取扱を行うこと。